

令和4年度横浜市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と本市の取組について

1団体及び4名から14件のご意見をいただきました。ご意見、ありがとうございました。

横浜市健康福祉局食品衛生課

ご意見	回答
改正食品衛生法への対応（重点事業）について	
<p>器具・容器包装のうち合成樹脂のものはポジティブリスト制度が導入されていますが、輸入されるものが多い中、安全性の確認が難しいと思われま。食品に接するものですので安全性の確保を適切に行ってほしいと思います。また、安全性を評価された物質についても多種類使用することなどで悪影響が出ないよう確認して行ってほしいと思います。</p>	<p>器具・容器包装については、市内流通品の抜取検査を行い、安全性を確認するとともに、市内の容器包装取扱業者に対して、決められた基準に沿って製造・販売するよう監視指導を行います。また、食品製造業者に対して基準に適合した容器包装等を使用するよう指導していきます。</p>
社会福祉施設の食品衛生対策（重点事業）について	
<p>コロナ禍でアルコール消毒が習慣化されていますが、ノロウイルスには予防効果が低いと聞いています。やはり念入りな手洗いが基本だということを市民の皆様にも広くお知らせし、コロナウイルスもノロウイルスも予防できたらと思います。</p>	<p>ノロウイルスにはアルコールは効きにくいいため、徹底した手洗いや、器具などの場合は次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。こうした注意点について、社会福祉施設等の従事者に周知するとともに、ウェブページやチラシ等を活用し、市民の皆様にも広く啓発を行っていきます。</p>
「新しい生活様式」に対応した食品衛生対策（重点事業）について	
<p>コロナ禍において急激に利用者が増加しているデリバリーサービス業者に対しても、温度管理、衛生管理の指導等を徹底してほしい。（同様のご意見：他3件）</p>	<p>デリバリーで提供される食品での食中毒を予防するためには、傷みやすい食材を避けるなどの品目の選定や、十分な加熱などの食品の取扱いに注意が必要なことから、調理する飲食店等に対し指導を行います。併せて、食品を運搬する際の温度管理などの適切な取扱いについて助言を行っていきます。</p>
<p>引き続き、飲食店・キッチンカーでの営業業者等に対するの立ち入り指導や消費者に対するの食中毒予防情報を行う等をお願いしたいと思います。</p>	<p>飲食店やキッチンカーについては立入検査などを通じて必要な指導を行います。また、消費者に対してはウェブページやチラシ等を活用し、積極的に啓発を行います。</p>
自主衛生管理の推進について	
<p>衛生管理が優良な施設に対して表彰されていることは消費者にとっても良いと思いますが、あまり認知されていないように思います。食べログなどで事業者が安全性をアピールする1つとなるぐらい認知を高めていただけたらと思います。</p>	<p>衛生管理が優秀な施設を認定する本市の制度（秀級施設、最優秀施設）について、より広く認知していただけるよう広報に努めていきます。また、自主衛生管理のさらなる推進を目指して、民間事業者の活用等を含め、今後の制度のあり方についても検討を進めていきます。</p>

ご意見	回答
リスクコミュニケーションの推進について	
<p>電車内の電子広告について、多くの方の目に留まる良い機会となると思います。今後も、どんどん活用していただきたいと思います。</p>	<p>食中毒予防啓発動画については、これまで電車・バス内のデジタルサイネージ（映像掲示板）、映画館の上映前コマーシャル等で放映を行ってきました。今後も、多くの市民の皆様へ啓発が行えるよう、デジタルサイネージ等を活用し、様々な機会を捉えて食中毒予防の普及啓発に努めていきます。</p>
食品表示について	
<p>令和3年1月に作成されたパンフレット「食品表示を活用しよう 栄養成分表示で健康づくり」は、とてもわかりやすい啓発ツールです。健康づくりを視点にしていることから、高齢者のフレイル予防に役立つものと捉えます。しかしながら、パンフレットの入手について、区役所の配架などに限定されていることは課題と捉えます。本当に必要とする、また情報を活用すべき人の手に届くよう、介護事業所や介護施設、また医療施設などへの積極的な配布と配架を進めることを求めます。</p>	<p>当パンフレットは、「30～40代の方が加工食品の買物をする際、ご自身やご家族の健康づくりの一助となる栄養成分表示に着目して食材を選択できること」を目的として作成しました。そのため、ターゲットが目につく機会が多い、区役所窓口での配架、本市YouTubeチャンネルでの掲載、市営地下鉄における動画放映等により周知をしてきました。今後、活用の範囲を広げることも視野に入れ、ご助言いただきました施設への配布についても検討していきます。</p>
<p>「食品表示」がとても気になる場所です。ゲノム編集食品のうち、外来遺伝子を組み込んだものも点検の対象となるものだと思います。そのような表示対象のゲノム編集食品や遺伝子組換え食品の点検だけに留まらず、食品関連業者が消費者に対して積極的に情報を提供していただけるような働きかけもあわせて行っていただきたいと思います。</p>	<p>ゲノム編集技術応用食品については、国から示される情報等を積極的に収集するとともに、必要な情報を食品関連事業者に対し周知していきます。また、遺伝子組換え食品の表示が義務付けられている加工食品を製造する事業者に対しては、引き続き表示制度の周知及び監視指導を実施していきます。</p>
<p>2023年4月1日から、新しい遺伝子組み換え表示制度が施行されます。どこが変わるのか、どういった内容なのかが消費者に分かるように表示や説明をお願いします。「市民の皆様には食品表示を活用した食品選択ができるよう食品表示の内容や見方について情報提供を行います」とありますので、ぜひこれからも分かりやすい資料や講習会を開いて進めていただきたいと思います。</p>	<p>新たな遺伝子組換え制度については、本市食品表示に関するウェブページにおいて、周知啓発を行っています。市民の皆様が食品表示を活用した食品選択ができるよう、引き続き情報提供を実施してまいります。</p>
その他	
<p>健康被害が発生しないことが一番ですが、万が一発生してしまった場合は、迅速な対応をお願いします。被害を広げないためにも、広報と営業停止と改善を一刻も早く行うことが必要です。テイクアウトやデリバリーサービスの利用が増えていることから、店やデリバリースタッフも注意する必要がありますが、利用する側が意識を持って食することも大切です。注意喚起をお願いします。</p>	<p>食中毒等の発生時には、各区福祉保健センターや健康福祉局健康安全課、関係自治体等と連携し、速やかな被害の拡大防止と原因究明による再発防止に努めます。テイクアウトやデリバリーにより提供された食品による食中毒を防止するために、提供する飲食店等への指導に加え、消費者の方に対して、購入後早めに喫食することなどの注意点について、ウェブページやチラシ等を活用し、積極的に啓発を行っていきます。</p>
<p>従来食品に関しては、残留農薬の検査が実施されていると認識していますが、それとは別に研究者の意見も参考にして、成長ホルモン、抗生物質等にまで広げて、それらの物質が消費者体内で濃縮され、耐性抗生物質が生じない様に対処する対策の検討を目指したい。</p>	<p>食品に残留する抗生物質等については、次年度も引き続き検査を実施していきます。また、検査で違反が判明した場合は、関係自治体とも連携し、違反食品の流通規制や生産者への指導を行います。</p>